**訪問介護・デイのコロナワクチン接種の同行・送迎における介護報酬の考え方について**

2021.5.18　諏訪広域連合　介護保険課

厚生労働省は令和３年４月５日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第２０報）」を示し、居宅の要介護者（在宅要介護者）が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける場合の考えを明らかにしました。

これを受け、諏訪広域連合での取り扱いについては現段階では以下の通りとします。

１　通所系サービス事業所「**にて**」ワクチン接種を受ける場合

（医療法等の関係法規の遵守が必要です。）

1. 通所サービス提供日にワクチン接種を行う場合

ワクチン接種に伴う事業所における業務は介護保険サービスとして提供されているものとし、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられた提供時間内で**介護報酬を算定することとして差し支えない（ワクチン接種時間についてもサービス提供時間に含めてよい）**。

1. 通所系サービス提供日以外にワクチン接種を行う場合

ケアマネージャーが事前に当該利用者に説明し、あらかじめケアプランにワクチン接種を位置付けることで、①の同様の取り扱いとする。

* + 通所介護（デイサービス）、地域密着型通所介護、（介護予防）認知度対応型通所介護において、ワクチン接種に伴う事業所業務の時間が３時間未満となった場合にも、「所要時間２時間以上３時間未満のサービスを行った場合」として**算定して差し支えない**。
  + 通所リハビリ（デイケア）において、ワクチン接種に伴う事業所業務の時間が１時間未満となった場合にも、「所要時間１時間以上２時間未満のサービスを行った場合」として**算定して差し支えない**。

いずれの場合であっても、必要な経費について、市町村から「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金」を財源とする委託費を受領している場合は、従来通り保険外サービスとして提供されているものとして取り扱うこととする。具体的には「通所系サービスのサービス提供時間の算定」に当たっては、保険外サービス（ここではワクチン接種）の提供時間を含めず、その前後に提供した通所系サービスの提供時間を合算して「１回の通所サービスの提供」として取り扱う。ただし、特例的に介護支援専門員に「居宅サービス計画において当該保険外サービスに関する情報を記載すること」は求めない。

また、通所系サービス事業所内でワクチン接種を実施する場合には、**いずれの場合であっても、利用者宅と事業所間の送迎に関しては介護報酬を算定して差し支えない**。

２　通所サービス提供中にワクチン接種会場まで送迎する場合

　　保険外サービスとなり、**介護報酬の算定は不可**。

　　ただし、特例的に介護支援専門員に「居宅サービス計画において当該保険外サービスに関する情報を記載すること」は求めない。

また、スタッフが当該送迎中は「通所系サービスに従事できない」こととなるが、この時に人員配置基準を満たさない場合であっても減算の対象外とする。

３　訪問介護サービスを利用して、ワクチン接種会場まで移動する場合

①　公共交通機関等を活用する場合

訪問介護の身体介護のうち**通院・外出介助を算定できる**。

※ヘルパー等が付き添い、移送中の気分の確認も含めて接種会場への外出介助を行った場合には、移送中の気分確認も含めて、所要時間に応じた報酬で身体介護を算定可能とする。

1. ヘルパー等が運転する車を活用する場合

訪問介護の**通院等乗降介助を算定できる**。なお、現行の取り扱いのとおり、以下の場合に限って、運転時間を除いた所要時間に応じた報酬で身体介護を算定すること。

ⅰ）　要介護４・５の利用者に対し、接種会場へ外出するために車の乗降介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（２０～３０分程度）を要し、かつ、手間のかかる外出に直接関連する身体介護（移動・移動介助、身体整容・更衣介助、排泄介助など）を行う場合には訪問介護（身体介護費）を算定することが可能。

ⅱ）　要介護１～５の利用者に対し、接種会場への外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）に３０分～１時間程度を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合に限っては、身体介護の利用として、訪問介護費（身体介護）を算定することが可能。

４　小規模多機能の訪問サービスについて

　小規模多機能の訪問サービスには、いわゆる訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助が含まれているため、小規模多機能事業所が利用者に対して接種会場への外出介助を行うことができる。

５　定期巡回・随時対応サービスについて

定期巡回・随時対応サービスは、併せて訪問介護の通院等乗降介助を利用することができる。その為、訪問介護事業所のヘルパーなどは自ら運転する車を活用して、定期巡回・随時対応サービスの利用者に対して接種会場への移送に係る介助を行うことができる。

* ケアプランの見直しについて

　訪問介護・通所介護いずれの場合も、ケアプランの見直しはサービス提供後でも可能とする。